

厚岸町規則第8号

厚岸町カキ種苗センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月26日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町カキ種苗センター条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町カキ種苗センター条例施行規則（平成13年厚岸町規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表中「24,200円」を「27,500円」に、「17,600円」を「21,120円」に、「13,200円」を「16,940円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。